

# 府中市立府中第五中学校 同窓会規約

平成14年10月5日改正

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、府中市立府中第五中学校同窓会（以下「本会」という。）と称する。

(組織)

第2条 本会は、次のもの（以下「会員」という。）で組織する。

- (1) 正会員 府中市立府中第五中学校卒業生
- (2) 特別会員 府中市立府中第五中学校教職員及び旧教職員

(目的)

第3条 本会は、本会会員相互の親睦を図り、府中市立府中第五中学校の発展に寄与するものとする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員相互の親睦に関すること。
- (2) 府中市立府中第五中学校の発展に関すること。
- (3) その他、本会の目的遂行上必要と認めること。

## 第2章 機関

(機関)

第5条 本会に、次の機関を置く。

- (1) 総会
- (2) 役員会及び幹事役員会
- (3) 幹事会

(総会)

第6条 総会は、5年に一回開催し、本会規約の制定及び改正、役員の選出及び幹事役員の承認、予算及び決算の審議・承認を行う。なお、必要に応じ臨時総会を開催することができる。

(役員会及び幹事役員会)

第7条 役員会及び幹事役員会は毎年一回以上開催し、本会の運営事項を協議する。なお、必要に応じ臨時会を開催することができる。役員会及び幹事役員会は、役員の過半数の出席で成立する。

(幹事会)

第8条 幹事会は、5年に一回開催し、本会の運営事項を協議する。なお、必要に応じ臨時会を開催することができる。

(会の開催)

第9条 会の開催は、会長が招集する。

(決議)

第10条 会の決議は、出席者の過半数の賛成により決する。

## 第3章 (役員・幹事役員及び幹事)

(役員及び幹事役員)

第11条 本会に、次の役員及び幹事役員を置く。

(役員)

- |         |     |            |          |              |
|---------|-----|------------|----------|--------------|
| (1) 顧問  | 1名  | (現職校長)     | (5) 会計   | 若干名          |
| (2) 会長  | 1名  |            | (6) 会計監査 | 3名(内現職教職員1名) |
| (3) 副会長 | 3名  | (内現職教頭1名)  | (7) 幹事   | 各学年から若干名     |
| (4) 書記  | 若干名 | (内現職教職員1名) |          |              |

(幹事役員)

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 庶務 若干名

(役員を選出)

第12条 会長、副会長、書記、会計、会計監査は総会で選出する。

(幹事の選出)

第13条 幹事は、入会式で、各学年から選出する。

(幹事役員の選出)

第14条 会長、副会長、庶務を選出する。

(任期)

第15条 役員及び幹事役員の任期は5年とする。ただし、再任は妨げない。

(役員・幹事役員及び幹事の責務)

第16条 役員及び幹事の責務は次による。

- (1) 会長は、会を代表し、会を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはこれを代行する。
- (3) 書記は、会の記録及び事務を担当する。
- (4) 会計は、会の経理を担当し、総会に報告し承認を得る。
- (5) 庶務は、幹事役員会の記録及び事務を担当する。
- (6) 会計監査は、5年に一回会計を監査し、総会に報告し承認を得る。
- (7) 幹事は、各学年の世話役を担当する。

#### 第4章 会計及び会計監査

(会費)

第17条 会費は、入会時に720円を終身会費として納入する。

(経費の支弁)

第18条 本会の支弁は、次による。

- (1) 会費
- (2) その他の収入（積立金・賛助金等）

(会計年度)

第19条 本会の会計年度は、総会開催年の4月1日に始まり次回総会年3月31日に終了する。

2. 総会及び周年事業については、別途特別会計より行うものとする。

(予算及び決算)

第20条 本会の予算及び決算は総会の承認を得る。

(会計及び会計監査)

第21条 本会の会計及び会計監査結果は、総会に報告し、承認を得る。特別会計の監査は、別途発生ごとに行うものとする

#### 第5章 付則

(慶弔)

第22条 慶弔に関することは、役員会で決定する。

(細則)

第23条 本規約に必要な細則は、別に役員会で定める。

(会則の改正)

第24条 本規約の改正は、総会の決議を得る。

(施行)

第25条 本規約は、昭和39年4月から施行する。

本規約は、平成14年10月から再施行する。

平成17年6月改正